

知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズム検討会議  
設置要綱（案）

（目的）

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な利用の推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくため、地域関係団体、学識経験者、関係行政機関による検討会議を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

（1）知床エコツーリズム戦略に基づく適正利用に関する事項

<主要な議題>

- ① 地域関係団体等から出された提案の取り扱いの検討
- ② 提案に関する検討会議の部会設置の承認
- ③ 部会の検討状況の報告
- ④ 提案実施の最終承認
- ⑤ 実施されることとなった事業等の状況報告
- ⑥ 各種モニタリング結果の評価
- ⑦ その他（知床の利用に関する課題 等）

（2）その他目的達成のために必要な事項

（構成員）

第3条 検討会議は、「知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会」の地域関係団体、及び「知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループ（WG）」の委員（以下「専門家」という。）、関係行政機関により組織する（別紙）。

2 検討会議の座長は、適正利用・エコツーリズムWGの座長が務める。

3 適正利用・エコツーリズムWGの座長代理は座長を補佐し、座長に事故があるときは座長の職務を代理する。

（構成員の役割）

第4条 地域関係団体及び関係行政機関は、事業等の提案、実施されることとなった提案への支援、提案実施の承認の判断等を行う。

2 座長は、検討会議を代表し、合意形成に努めつつ、会議の進行を担う。

3 専門家は、それぞれの専門分野に関する知見をもとに科学的な立場から助言を行う。

（議事等）

第5条 検討会議は、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

2 座長は、必要に応じて、利害関係者等の個人・団体・行政機関や専門家以外の有識者に検討会議への出席を求めることができる。

3 検討会議の議事は、原則として公開する。

（開催回数）

第6条 提案の提出状況に応じて、検討会議を年1～2回程度開催する。

（部会の設置）

第7条 提案の実現可能性の具体的な検討等のため、事務局は必要に応じて部会を設置できる。

2 部会は、議題に関連する検討会議構成員により組織する。

3 検討会議は、必要に応じて、利害関係者等の個人・団体・行政機関や専門家以外の有識者に検討会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第8条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。

3 事務局は、検討会議の運営に必要な事務を処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、2023年11月10日から施行する。

（別紙）

○知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 地域関係団体

- ・ウトロ地域協議会
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・知床ガイド協議会
- ・公益財団法人知床財団
- ・知床自然保護協会
- ・斜里山岳会
- ・羅白山岳会
- ・羅臼遊漁釣り部会
- ・知床小型観光船協議会
- ・知床羅臼観光船協議会
- ・一般財団法人自然公園財団 知床支部
- ・知床ウトロ海域環境保全協議会

○知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズム WG 委員

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 愛甲 哲也 | 北海道大学大学院農学研究院 准教授 <u>※WG 座長代理</u> |
| 石川 幸男 | 弘前大学 名誉教授                         |
| 敷田 麻実 | 北陸先端科学技術大学院大学 教授 <u>※WG 座長</u>    |
| 庄子 康  | 北海道大学大学院農学研究院 教授                  |
| 高橋 満彦 | 富山大学教育学部 教授                       |
| 中川 元  | 公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 業務執行理事        |
| 間野 勉  | 北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 専門研究員    |

○オブザーバー

国土交通省北海道運輸局

○関係行政機関

- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・北海道
- ・環境省釧路自然環境事務所
- ・林野庁北海道森林管理局

## 参考資料

【参考1】適正利用・エコツーリズム検討会議の今後の運営について

【参考2】現行の検討会議 設置要綱

【参考3】知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 設置要綱

【参考4】知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズムWG 設置要綱

**【参考1】 適正利用・エコツーリズム検討会議の今後の運営について**

2022年度第2回 適正利用・エコツーリズム検討会議 資料1より

**【検討会議における主要な議題】**

今後は戦略に基づく議論の仕組みを適正に運用していくことが基本。想定される主要な議題は以下の通り。

- ① 地域関係団体等から出された提案の取り扱いの検討及び提案に関する部会設置の承認
- ② 部会の検討状況の報告
- ③ 提案実施の最終承認
- ④ 実施されることとなった事業等の状況の報告
- ⑤ 各種モニタリング結果の評価
- ⑥ その他（知床の利用に関する課題 等）

**【検討会議の構成】**

- 検討会議の構成メンバーは別紙のとおり。座長は専門家（適正利用・エコツーリズムワーキング委員。以下同じ。）より選出。事務局は釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道が担当する。
- 必要に応じて、専門家以外の有識者、利害関係者等の個人・団体・行政機関に参加を要請することができる。

**【構成メンバーの役割】**

- 地域関係団体、及び関係行政機関は必要に応じた事業等の提案、実施されることとなった提案への支援、提案実施の承認の判断等を実施する。
- 座長は合意形成に努めつつ、会議の進行を担う。
- 専門家は、それぞれの専門分野に関する知見をもとに科学的な立場から助言を行う。

**【開催回数】**

- 提案に基づき議論するため、提案の提出状況に応じて、検討会議を年1～2回程度開催する。

**【部会の設置】**

- 提案の実現可能性の具体的な検討等のため、必要に応じて部会を設置。議題に関連する検討会議構成メンバーが参加する。
- 必要に応じて、専門家以外の有識者、利害関係者等の個人・団体・行政機関に参加を要請することができる。

【参考2】現行の検討会議設置要綱

知床世界自然遺産地域  
適正利用・エコツーリズム検討会議の設置について

1. 目的

知床世界自然遺産地域の適正な利用およびエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原始的な自然環境を後世に引き継いでいくため、学識経験者、関係行政機関、地域関係団体による検討会議を設置する。

2. 検討会議の構成

検討会議は、「知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズムWG」と「知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会」の合同開催により組織する。

事務局は環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が務める。また、検討会議の座長は、適正利用・エコツーリズムWG座長が務める。

○適正利用・エコツーリズムWG委員（敬称略）

- 愛甲 哲也 北海道大学大学院農学研究院 准教授
- 石川 幸男 弘前大学農学生命科学部附属白神自然環境研究センター 教授
- 敷田 麻実 北陸先端科学技術大学院大学 教授【座長】
- 庄子 康 北海道大学大学院農学研究院 准教授
- 高橋 満彦 富山大学人間発達科学部人間環境システム学科 教授
- 中川 元 公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 業務執行理事
- 間野 勉 北海道立総合研究機構環境科学研究センター 自然環境部長

○適正利用・エコツーリズム部会

①地元関係機関

- ・ウトロ地域協議会
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・知床ガイド協議会
- ・（公財）知床財団
- ・知床自然保護協会
- ・斜里山岳会
- ・羅臼山岳会
- ・羅臼遊漁釣り部会
- ・知床小型観光船協議会
- ・知床羅臼観光船協議会
- ・（一財）自然公園財団 知床支部
- ・知床ウトロ海域環境保全協議会

②関係行政機関

- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・北海道
- ・環境省釧路自然環境事務所
- ・林野庁北海道森林管理局

③オブザーバー

- ・国土交通省北海道運輸局

3. 検討会議の進行等

検討会議は座長が招集し、議事進行を行う。また、検討会議は原則として公開とする。

- 平成 26 年 3 月 26 日 一部改訂
- 平成 29 年 10 月 16 日 一部改訂
- 平成 31 年 2 月 28 日 一部改訂
- 令和元年 9 月 30 日 一部改訂

【参考3】知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 設置要綱

**知床世界自然遺産地域連絡会議  
適正利用・エコツーリズム部会 設置要綱**

（目的）

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な保護と利用の推進を図るため、知床世界自然遺産地域連絡会議設置要綱第8条に基づき適正利用・エコツーリズム部会を設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）世界自然遺産地域の適正な保護に関する事項
- （2）世界自然遺産地域の利用適正化に関する事項
- （3）世界自然遺産地域のエコツーリズムに関する事項
- （4）その他目的達成のために必要な事項

（構成）

第3条 部会は、別紙に掲げる知床世界自然遺産地域の保護と利用に関する地域の団体をもって構成する。

（運営）

第4条 部会は、事務局長が招集し、議事進行を行う。

- 2 部会には、必要に応じて構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会は、知床世界自然遺産地域科学委員会に設置されている適正利用・エコツーリズムWGと合同で開催することができる。
- 4 部会は、原則として公開とする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に必要な事項は、本部会において別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



（別 紙）

知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 構成団体一覧

1. 地域関係団体

- ・ウトロ地域協議会
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・羅臼町・知床世界自然遺産協議会
- ・羅臼漁業協同組合
- ・知床ガイド協議会
- ・（財）知床財団
- ・知床エコツーリズム推進協議会
- ・知床自然保護協会
- ・斜里山岳会
- ・羅臼山岳会
- ・羅臼遊漁釣り部会
- ・斜里第一漁業協同組合
- ・斜里町小型観光船協議会
- ・知床羅臼観光船協議会
- ・（財）自然公園財団

2. 関係行政機関

- ・北海道森林管理局（保全調整課）
- ・網走南部森林管理署
- ・根釧東部森林管理署
- ・知床森林センター
- ・釧路開発建設部
- ・網走開発建設部
- ・北見運輸支局
- ・釧路運輸支局
- ・網走海上保安署
- ・羅臼海上保安署
- ・北海道環境生活部環境局自然環境課
- ・網走支庁地域振興部環境生活課
- ・根室支庁地域振興部環境生活課
- ・釧路土木現業所
- ・網走土木現業所
- ・北海道警察釧路方面本部
- ・北海道警察北見方面本部
- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・環境省釧路自然環境事務所



【参考4】知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズムWG 設置要綱

知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズムワーキンググループ  
設置要綱

（目的）

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な利用およびエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継ぐとともに、良質な自然体験を提供するため、知床世界自然遺産地域科学委員会・設置要綱第4条第3項に基づき、適正利用・エコツーリズムワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）知床世界自然遺産地域における適正利用・エコツーリズムに関する各種方策の評価・見直しに関する事項
- （2）検討会議等の関係機関との連絡調整に関する事項
- （3）その他目的達成のために必要な事項

（組織）

第3条 ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局長が委嘱する者の他、関係行政機関をもって組織する（別紙）。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 ワーキンググループに座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。
- 4 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- 5 座長代理は座長を補佐し、座長に事故があるときは座長の職務を代理する。

（議事等）

第4条 ワーキンググループは、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。
- 4 ワーキンググループは、知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会と合同で開催（「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議」とする。）することができる。

（事務局）

第5条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。
- 3 事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

令和5年7月19日一部改正

（別紙）

○委員

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 准教授 <u>※座長代理</u>
石川 幸男	弘前大学 名誉教授
敷田 麻実	北陸先端科学技術大学院大学 教授 <u>※座長</u>
庄子 康	北海道大学大学院農学研究院 教授
高橋 満彦	富山大学教育学部 教授
中川 元	公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 業務執行理事
間野 勉	北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 専門研究員

○地元自治体

斜里町  
羅臼町

○事務局

環境省釧路自然環境事務所  
林野庁北海道森林管理局  
北海道

○オブザーバー

国土交通省北海道運輸局